

## 第5章

景観づくりの推進

～私たちにできることは何か？～

## 5-1 景観づくりの視点

景観づくりを進めていくためには、一人ひとりが当事者であることを意識し、身近な所から取り組むことが重要になります。その上で、以下に4つの視点を示します。

### 身近に景観を感じる

普段の見慣れた風景を「景観」として認識することを、難しいこととしてとらえる必要はありません。

まずは、外に出て周囲の自然を眺め、時にカメラに収めながら、自分の好きな景観を探すことから始めてはいかがでしょう。

#### ※一人ひとりができること

- 徒歩や自転車で市内を散策する
- 生き物や植物等、自然を観察する
- 高台や平野部からの眺めを楽しむ
- 地域の風景を題材に写真を撮る など



### 景観の状況を知る

身近に景観を感じるようになると、おそらく、好きな景観の他に、改善すべき（良くない）景観も見えてくると思います。

市内の景観資源を見て回ることや、セミナーなどに参加しながら、さんむの景観がどのような状況にあるのかを知り、考えてみてはいかがでしょう。

#### ※一人ひとりができること

- 市内の景観資源を見て回る
- 良い景観、改善すべき景観を考える
- 景観に関するセミナーやワークショップに参加する など



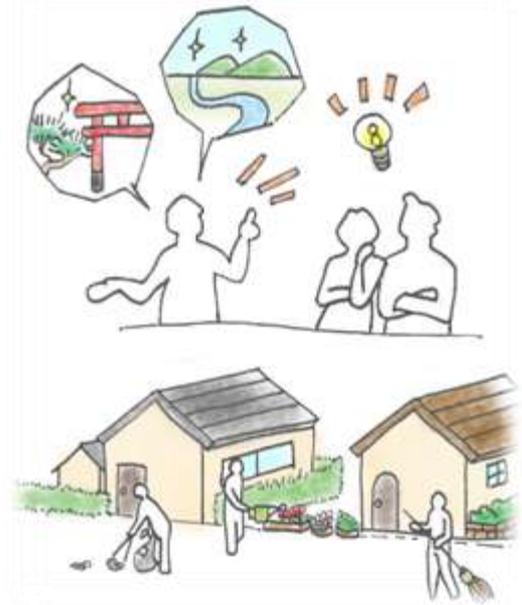
## 自ら体験・実践する

庭先に花を植えたり、訪れた友人らを景観スポットまで案内することも、さんむの景観づくりになります。

景観を感じ、景観の状況を知るだけでなく、景観づくりに向けて行動に移してみたいかがでしょう。

### ※一人ひとりができること

- 庭先の掃除、美化をする
- 市外から訪れた人に地域を案内する
- 興味のある活動に参加する
- 公園や海岸でのマナーを守る など



## 取り組みの輪を広げる

植樹活動や花植え活動をはじめ、市内には、さんむの景観づくりに関連した活動をしている方々が大勢います。

興味のある活動を見つけたら（もしくは活動に共感する人を見かけたら）、一緒に参加してみたいかがでしょう。

### ※一人ひとりができること

- 近所の人に声をかける
- より多くの活動やイベントに参加する
- 他の団体と協力して企画やイベントを開催する など



## 5-2 景観づくりを支える施策・制度の検討

### (1) 建築物や土地利用の規制・誘導に関連する諸制度の活用

良好な景観の形成に向けた誘導手法として、次の諸制度の検討を進めます。

諸制度	概要
景観協定 (景観法)	景観法第81条に基づき、良好な景観の形成を積極的に推進していくため、景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定めていくための協定です。
景観地区 (景観法)	景観法第61条に基づき、より積極的に景観形成を図るため、行政が都市計画に「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」について必要に応じて定めることができる地区です。建築物の形態意匠は市町村長の認定により、それ以外は建築確認により担保されます。
地区計画 (都市計画法)	都市計画法第12条の4に基づき、一定の地区を単位として、その地区が安全で快適な美しい魅力あるまちづくりを推進するため、住民と行政が連携しながら、公共施設の配置や建築物の形態等を総合的に計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する都市計画です。
建築協定 (建築基準法)	建築基準法第69条に基づき、一定の地域の環境と利便の高度な維持・増進を図るために、区域内の借地権者等の全員の合意により、「建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備」に関する独自の基準を締結する協定です。
文化財保護法等	文化財保護法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的建造物を保護し、地域の資源として活かすための制度が多く定められています。

## (2) 景観形成の推進体制

本計画に基づく景観形成の取り組みを円滑に推進するために、以下のような推進体制を構築します。

### ①景観審議会の設置

本計画の運用や景観行政に関する重要な事項について、市長が意見聴取するための附属機関として景観審議会を設置します。

### ②景観アドバイザー制度の設置

景観形成基準の運用や公共施設の整備における景観形成において、専門的見地から助言などを行うことができる景観アドバイザーを設置します。

### ③庁内の推進体制の強化

良好な景観づくりを進めるには、幅広い分野にわたることとなるため、庁内組織の連携が重要です。公共施設の整備、各施策を推進するにあたり、庁内における景観形成の推進・体制の強化を図ります。

### ④国や県、周辺市町などの関係機関等との連携

公共公益施設は、良好な景観形成に大きな役割を担っているため、国や県、隣接の市町ほか、鉄道事業者、電気通信事業者などの公共公益事業者と連携を図ります。また、情報交換や連絡調整に努めます。

## (3) 計画の見直し

本計画は随時内容等の検証を行うこととし、上位・関連計画の見直しや社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて追加や見直しを行いながら運用するものとします。

#### (4) これまでの取り組み

景観づくりのきっかけとして取り組んできた、フォトコンテストや景観セミナーの開催等について、今後も継続して取り組みます。

#### ◆さんむの魅力フォトコンテスト 【身近に景観を感じる】

景観に関する意識啓発を目的として、平成23年度より、市民が美しいと思った風景、山武らしさを感じる風景、未来に残したいと思った風景等の写真を募集する「さんむの魅力フォトコンテスト」を開催してきました。募集作品については、市役所及び公共施設、また、市のイベントなどで展示し、市民の皆様からの投票により、毎年多くの作品が入賞作品として選ばれました。



応募作品の展示・投票の様子



最優秀作品（第1回～第4回）

◆景観に関する情報発信 【景観の状況を知る】

景観に対する意識を高めるため、「景観ワイワイ広場」や「さんむの魅力フォトコンテスト」をはじめとする景観に関する様々な取り組みやイベントについて、「山武市ホームページ」や「広報さんむ」、「さんむ景観通信」を通じて情報発信を行ってきました。



さんむ景観通信

◆景観まちづくりフォーラム 【身近に景観を感じる】【景観の状況を知る】

景観まちづくりフォーラムは、山武市早船の緑豊かな里山を散策し、里山や景観の大切さと保全、再生、活用等について考える事を目的とし、実際に里山に触れながら、講演やグループディスカッションを開催しました。



景観まちづくりフォーラムの様子

◆景観ワイワイ広場 【景観の状況を知る】【取り組みの輪を広げる】

景観ワイワイ広場は、本計画の策定にあたって市民の意向を反映し、市民と行政が役割を担いながら、共に景観づくりに参加することを目的に、平成24年度より、ワークショップやまちあるき、景観に関する活動紹介、イベントでのフリートークなどを開催してきました。



まちあるきの様子



ワークショップの様子



活動紹介・意見交換の様子



フリートーク・パネル展示の様子（市民活動フェスタにて）



◆景観セミナー 【景観の状況を知る】【自ら体験・実践する】

景観セミナーは、山武市だけではなく、広く県民及び事業者の景観づくりへの参加意欲の醸成を図り、地域の良好な景観の形成に向けた取り組みがより積極的に行われることを目的として開催してきました。平成22年には、「景観」をテーマに講演や座談会を行い、平成25年には「九十九里の景観」をテーマに、講演やパネルディスカッション、海岸清掃を実施しました。



海岸清掃の様子



基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

(5) 今後に向けた取り組みの検討

農業や林業、道路、市民参加等の分野において、景観の観点から取り組む施策・制度について検討を進めます。

分野	景観の観点から取り組む施策・制度例
農業	<p>◆九十九里平野に広がる田園の景観を「山武市の原風景」として守り続ける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒耕作放棄地の改善</li> <li>⇒景観作物の栽培推進</li> <li>⇒グリーンツーリズムの推進             など</li> </ul>
林業	<p>◆人の手が加わる中で保たれてきた里山資源を守り・活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒間伐材等の地域産材及び木製品の使用</li> <li>⇒エネルギー利用の促進（山武市バイオマスタウン構想）             など</li> </ul>
道路 河川 海岸	<p>◆周辺に広がる景観の魅力を引き出すような整備に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒不法投棄対策の推進</li> <li>⇒整備にあたり使用する素材・色彩への配慮             など</li> </ul>
建築 住宅	<p>◆周辺と調和したまちなみや高台・平野部からの眺めに配慮した空間を創出する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒空き家対策の推進</li> <li>⇒大規模な建築物等の規制・誘導</li> <li>⇒敷地内の緑化に対する補助制度の創設             など</li> </ul>
市民参加 協働	<p>◆「景観づくり」に対する周知・啓発等を通じて、市民参加や協働を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒景観づくり表彰制度</li> <li>⇒市民提案型交流まちづくりの推進</li> <li>⇒市民活動団体（植栽・美化活動等）への支援</li> <li>⇒景観ワイワイ広場、フォトコンテスト等の継続             など</li> </ul>
教育 生涯学習	<p>◆子ども達を始め、景観づくりの担い手育成に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒景観学習の推進</li> <li>⇒文化財の保存・活用</li> </ul>
観光 情報発信	<p>◆市内外に対して、山武市の多様な景観魅力を発信する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒シティセールス</li> <li>⇒体験イベントの開催</li> <li>⇒眺望スポットの設定・整備・周知             など</li> </ul>